

京都都市計画

(京都国際文化観光都市建設計画)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和6年12月

京都府

《目次》

1	都市計画の目標.....	1
2	区域区分の有無及び方針.....	4
3	土地利用の方針.....	5
4	都市施設の方針.....	11
5	市街地開発事業の方針.....	17
6	自然環境の整備又は保全に関する方針.....	19

付 図

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

京都市は、平安京が794年に創建されて以来1200年を超える期間、都市としての変化成長を遂げてきた。また、乙訓地域は、784年の長岡京創建以来幾度も戦乱に遭いながらも、都市としての盛衰を経てきている。その長い歴史を振り返るとき、先人達は建都以来幾度かの試練に遭いながら、自らの暮らしを守り高めるために、知恵と力を結集し、優れた伝統の上に創造を加え、山紫水明の自然の地に、常に個性のあるまちを築いてきた。

こうした、京都市・乙訓地域を含む本区域の優れた伝統を継承し、住民の豊かな暮らしの実現を目指し、時々の課題に対応しながら、まちと自然、歴史や伝統と新たな創造、京都の文化と海外の文化、それぞれの調和と共生を育みながら、魅力と活力にあふれる新しい時代の京都市計画区域を築き上げるため、農林漁業との健全な調和を図りつつ、適切な制限のもと合理的な土地利用と効果的な都市基盤整備により、秩序ある市街地形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを行うものとする。

ア 暮らしを支える基盤づくり

(ア) 日常生活に必要な施設を鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導

- ・ 鉄道駅等を中心としたコンパクトな都市づくりに向けた都市計画の見直しを進める。
- ・ 店舗や病院等の日常生活に必要な施設については、鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導する。
- ・ 社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて都市計画道路等の都市施設の配置や構造等を見直す。

(イ) 都市の特性に応じた公共交通ネットワークへ再構築

- ・ 都市の特性に応じ、鉄道駅周辺等の中心市街地と地域生活拠点等を結ぶ公共交通ネットワークを再構築する。

(ウ) 持続可能な都市基盤施設へ再構築

- ・ 既存都市基盤施設の維持・管理・更新については、都市づくりのプランと整合する集約・再編・広域化などにより効率化を図る。
- ・ 隣接市町との広域連携による都市基盤施設の共同化を検討する。

イ 魅力あふれる地域づくり

(ア) ゆとりある生活空間の確保

- ・ 歩きたくなる空間やオープンスペース創出等により、ゆとりある生活空間を確保する。
- ・ 市街地のさらなる活性化を図るため、街路、公園、広場等の利活用を推進する。
- ・ テレワーク拠点施設の整備等により、二地域居住等に対応する。
- ・ 子育てに適した住環境や、親子が集い、子どもが安心して遊べる居場所づくり等、子育てにやさしい都市づくりを進める。

(イ) スマートシティの実現

- ・ 持続可能な都市づくりへ向け、新技術や官民各種のデータを活用するスマートシティの取組を進める。

ウ 未来を拓く産業づくり

(ア) 府南部地域の特性を生かした産業の集積

- ・ インターチェンジ周辺や幹線道路沿道、工業施設や研究施設の既存集積地において、優良農地保全に配慮するなど、農林漁業及び周辺環境との健全な調和を図りつつ、立地ポテンシャルを生かして産業を集積する。
- ・ 良好な都市環境を確保するため、生産緑地制度を活用し、計画的に農地を保全する。

(イ) 政策的な都市づくりによる新産業の創出

- ・ 政策的な都市づくりにより、オープンイノベーションの拠点等を基盤とした新産業の創出を図る。

エ 防災・減災

(ア) 防災の視点を取り入れた土地利用や住まい方の工夫

- ・ 流域治水の考え方や土地利用規制の導入等も含め、災害リスクを勘案した都市づくりを進める。
- ・ 気候変動を踏まえ、自然災害による被害が増大するおそれがある土地利用転換を抑制しつつ、被害の軽減・早期復旧が可能となるよう、土地利用や建築物の構造の工夫、避難体制の構築等の対策を進める。

オ 地域の活性化

(ア) 市街化調整区域の既存集落における地区計画等を活用した地域活力の維持・向上

- ・ 農林漁業及び周辺環境との健全な調和を図りつつ、上位計画と整合した都市づくりを実現するため、地区計画制度や開発許可制度を適切に運用し、地域活力の維持・向上につながる土地利用を検討する。

(2) 区域の将来像

明治期の近代産業の勃興期及び戦後まもなくの復興期に京都市の人口は大きく伸び、都心部は高密度な人口集積を抱えたが、高度経済成長期以降は、乙訓地域等への郊外化が進んできた。近年では、京都市中心部において都心回帰傾向も見られる。

最近では、向日市、長岡京市、大山崎町の人口はやや増加傾向であるものの、都市計画区域全体としては減少傾向にあり、今後の人口減少・少子高齢化に伴う、地域コミュニティの弱体化や日常生活における公共交通機関の利用が困難な高齢者の増加、小売業の衰退など日常生活を支える機能の維持が困難になるなど、居住環境に関し様々な課題が拡大する懸念がある。

また、地球温暖化をはじめとした環境問題が顕在化する中で、開発や交通、経済社会システム、生活様式等あらゆる面で、環境に負荷を与えない方向での見直しが求められている。

平成16（2004）年の台風第23号、平成25（2013）年の台風第18号では、都市構造や建築物の災害に対する脆弱さを露呈した形となり、改めて都市の防災対策の重要性が認識された。

今後、従来のような経済の成長が期待できず、人口の減少や高齢化の更なる進行が予測され、ボーダレス化が一層進み、社会が成熟化に向かう中で、グローバルな視野に立ち、京都のもつ伝統を継承し、都市の持続的な発展を展望しつつ、個性的ですべての人々が安心・安

全に暮らせるまちづくりを住民、事業者、行政のパートナーシップにより実現していくことが、都市計画の大きな課題となっている。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

◆災害に強く、脱炭素で、誰もが暮らしやすい持続可能な都市

市街地中心エリアや駅周辺等における都市機能の充実に加え、低未利用地の利活用、既存施設の集約化・複合化等によって都市基盤を最大限に活用するとともに、公共交通を軸とした地域間連携を強化することで、利便性が高く、脱炭素で、誰もが暮らしやすい持続可能な都市を目指す。

併せて、流域治水の取組を進める等、ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策を着実に推進することで、激甚化・頻発化する自然災害への対応力を高め、災害に強い都市を目指す。

◆伝統と先端の融合により、豊かな産業と交流を創造する都市

産業、大学・教育機関や研究機関が集積する強みを生かしたイノベーションの相乗効果により、新たな産業や価値を生み出すとともに、京都産業の持続的な成長につなげる。

また、長い歴史が育んだ京都の文化を生かした、アートとテクノロジーを融合した産業や、先端テクノロジーとの融合によるコンテンツイノベーションの創出に加え、世界トップクラスのバイオ・電池等のテクノロジーの集積を生かした脱炭素関連企業の共創の場を創出すること等により、豊かな産業と交流を創造する都市を目指す。

◆優れた伝統・文化と人々の暮らしが共生する都市

歴史に裏付けられた、伝統文化から最先端の文化までが共存する、多様性と寛容性のある優れた伝統と文化を保全・継承していくとともに、歴史的建造物、まちなみ、町家等を保全・活用した魅力的な都市景観の形成によって、質の高い都市環境を整える。

また、公共空間や都市施設等を活用した歩きたくなる空間の創出や、密集市街地等の居住環境の改善等を図ることにより、優れた伝統・文化と人々の暮らしが共生する都市を目指す。

2 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、その理由は次のとおり。

- ・本区域の一部は近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく既成都市区域及び近郊整備区域に指定されており、都市計画法により区域区分を定めることとされている。
- ・今後は人口の減少が予想されるものの、市街地開発事業及び民間による大規模開発等が実施あるいは予定されていることから、市街地拡大圧力が高いと判断される。
- ・人口及び産業等の都市的集積度が極めて高いことから、引き続きまとまりのある良好な市街地の維持が必要である。
- ・今後とも、市街地内において良好な環境形成に資する都市基盤施設の整備を重点的かつ効率的に行うことが必要である。
- ・本区域の市街地を取り囲む自然環境は、貴重な緑の資源であり、また、独特の風致景観を形成しており、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制による保全が必要である。

(2) 区域区分の方針

①おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成27（2015）年	令和17（2035）年
都市計画区域内人口	1,619.3千人	おおむね1,519.2千人
市街化区域内人口	1,596.5千人	おおむね1,499.1千人

②産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成27（2015）年	令和17（2035）年
生産規模	工業出荷額	30,545億円	39,933億円
	卸小売販売額	55,765億円*	66,996億円
就業構造	第1次産業	5.7千人（0.9%）	4.8千人（0.8%）
	第2次産業	144.4千人（22.1%）	110.0千人（19.0%）
	第3次産業	504.0千人（77.1%）	463.0千人（80.1%）

*平成27年の商業統計が実施されていないため、平成28年の調査結果（卸小売販売額）を記載

③市街地の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化区域の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	令和17（2035）年
市街化区域面積	16,831 ha

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

①商業・業務地

(ア) 中心商業・業務地区

京都の都市活力をけん引する四条通、烏丸通及び河原町通沿道や、京都駅及び京阪三条駅周辺等については、京都の都市格の向上と地域経済の活性化につながる商業・業務機能の立地を誘導するとともに、多様な都市機能の集積を図る。

歴史的都心地区周辺については、伝統と最先端技術の融合や京町家をはじめとした歴史的なストックの業務施設への活用等、クリエイティブ産業を支える拠点の創出を図る。

職住共存地区では、既存の町並みや住環境、防災性能の向上に配慮しつつ、京町家をはじめとする既存ストックの活用等による、京都ならではの歴史的な市街地の魅力を高める機能の充実と都心居住の促進を図る。

また、京都市南部地域の油小路通沿道を中心としたらくなん進都（高度集積地区）については、商業・業務施設の集積やベンチャー企業の立地が進んでおり、今後とも、本社・研究開発機能等の業務機能とともに、商業・文化機能等の多様な都市機能の集積を図る。京都リサーチパークが位置する五条通沿道では、緑地等の人が交流できる空間等を備えた質の高い業務施設の誘導を図る。

さらに、祇園町南側周辺をはじめとする京町家等伝統的な建築物が多く残る地区では、防災性能の向上を図りつつ、建築物や町並みとの調和に配慮した商業機能の充実を図ることとし、木屋町通周辺や祇園町北側周辺等の繁華街については、周辺と調和した商業機能の誘導を図る。

(イ) 一般商業・業務地区

鉄道駅等の周辺や商店街等では、地域での生活を支える機能の充実を図るとともに、公共交通の拠点周辺では、日常生活を支える機能に加え、広域のニーズに対応した多様な商業・業務機能の集積や充実を図る。

特に、地域の核となる地下鉄北大路駅、近鉄桃山御陵前駅、阪急桂駅、J R山科駅、六地藏駅、長岡京駅等の周辺や幹線道路沿道、商店街では、地域の生活を支える商業・業務機能の集積を図るとともに、今後整備が進むJ R向日町駅周辺地区等についても、複合的な商業・業務・居住機能を誘導し、地域の旧商業施設との連携を図る。

京都から大阪に繋がる都市拠点である阪急洛西口駅、東向日駅、長岡天神駅、西山天王山駅周辺地区等においても、地域の利便や職住共存に対応した商業・業務機能を誘導する。

②工業地

(ア) 伝統産業地区

西陣、清水地区等については、ものづくり産業の操業環境と居住環境の維持・向上を図ることで、住と工が共存できる環境の維持を図るとともに、伝統産業と最先端技術の融合を図るなど、地域で受け継がれてきた歴史・文化、匠の知恵や技を生かしつつ、産業イノベーションの更なる推進を図る。

(4) 工業地区

南部創造のまちづくりの先導地区であるらくなん進都では、安全・快適で魅力的な都市環境の創出や利便性の高い公共交通体系の整備、脱炭素型のまちづくり等を進めながら、国内外の最先端のものづくり企業をはじめとする企業の本社オフィスや生産・研究開発・流通機能の集積を図る。

ものづくり産業が集積するとともに都市居住が共存する、西ノ京や西京極、西九条、壬生、山ノ内、西院、山科区の南西部等の地域では、工場等の生産機能の充実や居住環境と調和した新たな産業展開等、住と工が共存できる環境の維持・充実に努める。

また、吉祥院、横大路の一部、上鳥羽、久我・久我の社・羽東師地域等、住・農・工の土地利用が混在する地域では、それらが適切に共存する環境の維持を図る。

さらに、乙訓地域の国道171号沿道については、周辺の住環境との調和を図りながら、引き続き産業振興を図る。

③住宅地

(7) 住居専用地区

東山、北山、西山の山麓地、河川沿い、主要文化財周辺については、風致景観の保全に努めるとともに、三山の山麓部に連なる住宅地区については、中低層住宅としての土地利用を図る。

洛西ニュータウン及び向島ニュータウン等においては、高齢化が著しく進む中で、若年層の流入が滞っていることを踏まえ、住環境を守りつつ、空き家化を防ぎ、地域のコミュニティの継承、活性化につながる方策を検討する。

また、地区計画、建築協定、緑化に関する協定等の活用により、良好な住環境の形成を図る。

(4) 住居地区

既成市街地の住宅地区等については、地域のニーズに応じた商業施設や病院、保育施設等の身近な生活圏で暮らしを支える多様な機能が充実した居住環境の形成を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

用途 \ 区域	特に高密度利用を図るべき区域	高密度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき区域
商業・業務地	幹線道路沿道（歴史的都心地区）、らくなん進都（油小路通沿道の一部）、京都駅周辺 等	幹線道路沿道（歴史的都心地区）に囲まれた職住共存地区、幹線道路沿道（歴史的都心地区を除く）、J R長岡京駅周辺、J R向日町駅周辺 等	
工業地	らくなん進都（油小路通沿道の一部を除く）、久世、久我 等	横大路、西部工業地域 等	
住宅地		京都市の東山、北山、西山、山科、醍醐の山麓部を除く住宅地区 等	京都市の東山、北山、西山、山科、醍醐の山麓部の住宅地区の一部、向日神社周辺地区、J R大山崎駅北側地区、うぐいす台、光風台、河陽が丘、梅が丘、花山、泉が丘地区 等

(3) 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用方針

①都市再構築に関する方針

人口減少・少子高齢化をはじめとした社会経済情勢の変化等を踏まえ、日常生活に必要な医療・福祉施設・商業施設や住居等を鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導するとともに、それらを公共交通ネットワークで結ぶことで、効率的で利便性の高い都市へ再構築する。

併せて、老朽化が進む道路、上下水道等の都市基盤施設を計画的に維持・管理・更新するとともに、隣接市町との広域連携を図ることにより、都市の持続可能性の向上を図る。

また、特定大規模建築物については、「地域商業ガイドライン」等に基づき、無秩序な商業開発の抑制を図ることで、地域の特性に配慮した魅力ある商業集積の形成等を図る。

②土地の高度利用に関する方針

中心商業・業務地区や交通結節点等においては、商業・業務機能の集積のため、周辺市街地へも十分配慮して高度利用を図る。

特に、都市再生緊急整備地域の指定を受けた地域や市街地再開発事業を施行中のJR向日町周辺地区等については、その整備方針等を踏まえ、高度利用を図る。

③低未利用地の利活用に関する方針

公有地や国有地、工場跡地等の低未利用地については、市街地開発事業等の導入、随時かつ的確な地区計画の活用や地域地区の見直し等により、周辺の土地利用の状況等との整合を図りつつ、適切な土地利用を誘導する。

④居住環境の改善又は維持に関する方針

防災上危険な老朽木造住宅が密集した市街地については、市街地開発事業、住環境整備事業、地区計画及び細街路対策等の地域特性に応じた対策により、防災性の向上など、居住環境に配慮した市街地整備を進める。

また、住宅の流通や更新に課題のある狭小住宅地や狭あい道路の改善に向け、敷地の集約化等の誘導等を進める。

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域については、引き続き都市農地の保全を図ることにより、良好な居住環境の維持を図る。

土砂災害や浸水被害の発生が想定される「災害ハザードエリア」においては、地域の特性に応じ、新たな住宅等の立地を抑制するとともに、避難体制を確立することにより、良好な居住環境の実現を図る。

また、宅地の安全性を確保する観点から、土砂流出や滑動崩落等の発生が想定される区域においては、危険な盛土行為の規制や地震等による被害の防止対策を推進する。

交通騒音問題の未然防止の観点から、幹線道路等の沿道については、居住環境との調和に努める。

⑤市街地における住宅・住環境づくりの方針

地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の形成が図られることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実現を図る。

そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住生活基本計画等に基づき、空き家の増加を見据えた、適正な住宅の立地誘導、更新等の重要性を踏まえるとともに、地域の特性を生かし、既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、本格的な少子高齢化社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくりを推進し、高齢者はもとより若者や子育て世帯等多様な世代による良好な地域コミュニティの実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

既成市街地においては、必要に応じ、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

特に、洛西ニュータウン及び向島ニュータウンについては、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化、店舗の撤退等による生活利便性の低下等が進んでいるため、職と住が近接した地域として、生活利便施設や働く場等多様な機能の誘導を図り、住民が安心して住み続けられるとともに、若者・子育て世代の移住・定住を促進し、ニュータウンの再生と持続可能なまちの実現を目指す。

⑥市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

上賀茂神社、金閣寺及び長岡天満宮等多くの歴史的遺産が存在し、周辺の樹林地とともに、独特の歴史的景観を形成している市街地においては、樹林地の地域制緑地の指定等により、自然環境と歴史的景観の保全を図るとともに、身近に自然や歴史文化に親しめる場として活用を検討する。

また、特定生産緑地を含む生産緑地制度を活用し、雨水の貯留浸透等のグリーンインフラとしての機能を有する農地の保全を図る。

⑦市街地景観の形成に関する方針

三方の山々や鴨川等の豊かな自然と1200年を超える悠久の歴史に育まれてきた歴史都市・京都の美しい景観を保全・再生・創出するため、50年後、100年後の京都の将来を見据えた都市全体の景観イメージの形成を図る。

また、景観法を活用した実効性ある景観誘導の取組を促進するとともに、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取組を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

(4) 市街化調整区域の土地利用方針

①優良な農地との健全な調和に関する方針

市街化区域周辺のまとまりのある生産性の高い農地は、都市近郊の高付加価値農業の生産地であり、食料の安定供給の確保のためにも、農地としての保全・活用を図り、その生産基盤を整え、優良農地の確保に努める。

②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

災害防止の観点から、浸水想定区域をはじめとする災害リスクの高いエリアにおいて、地域の特性に応じ、新たな住宅等の立地の抑制を行う。

東山、北山、西山及び山科盆地の山麓部については、保安林等の指定のある地域や急勾配地を含む地域の保全を図る。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

京都盆地及び山科盆地を取り囲む三山並びに鴨川、桂川、宇治川等は、山紫水明の都市づくりの重要な要素であり、風致地区、特別緑地保全地区、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、自然公園等の指定区域はもとより、これらに準じる地域についても、自然環境及び自然的景観の保全を図る。

④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

各市町による地域の創生等の政策的な取組が必要な地域については、農林漁業等との調整・連携を図りつつ、周辺環境に配慮し、計画的に適切な土地利用を図る。

また、各市町による産業振興が必要な地域については、農林漁業等との調整・連携を図りつつ、周辺環境に配慮し、第二京阪道路をはじめとした幹線道路等に近接した区域において適切な土地利用を図る。

⑤既存集落の活力維持、回復に関する方針

既存集落の活力維持、回復のため、少子高齢化の進行などにより地域コミュニティの維持・形成が課題となっている地域においては、農林漁業との調整・連携を図り、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図る。

特に、市街化区域周辺に位置する既存集落では、都市近郊農業の振興と計画的な農地の保全を図りつつ、住環境や生活環境の充実と合わせて、文化的・地理的特性を生かした産業振興等に資する土地利用を図る。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

①基本方針

文化の香りと創造性にあふれ、安心・安全な暮らしを守るとともに新たな都市の再構築を目指し、次の基本方針に基づき、必要な整備に取り組むものとする。

円滑な移動・輸送を確保し、都市の活力の向上を図るとともに、災害時における避難や緊急輸送の機能を確保するため、幹線道路ネットワークを充実し、都市のレジリエンスの向上を図る。

また、安全かつ快適な交通環境を確保するためには、施設整備だけでなく既存施設の有効活用を図ることが必要であり、交通需要の内容と各種交通機関の持つ機能を勘案し、環境負荷の低減に努めつつ交通施設の効率的な運用を図るなど、安心して快適に歩けるまちづくりを目指して、総合的な都市交通体系の確立に努める。

特に、交通手段の分担については、道路の混雑及び交通事故の解消、環境負荷の低減、土地の効率的な利用等の点を考慮し、将来の交通需要に対処するために必要な公共交通機関の整備、充実を行うとともに、鉄道、バス、自動車等の各種交通機関と施設が一体的に機能するよう、交通結節機能の強化を図ることにより、各種交通需要を公共交通機関へ誘導する。

おって、道路の整備に当たっては、道路が優れた景観形成や観光振興、安全・円滑な交通確保、地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザイン化及び無電柱化を推進し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

②整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち幹線街路について、平成27（2015）年における整備率は約71%であるが、令和17（2035）年には、約73%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

	平成27（2015）年実績	令和17（2035）年整備目標
整備率	約71%	約73%

③整備方針

ア 道路

広域的な道路ネットワークの構築に向けた取組みを進めるとともに、都市計画道路鴨川東岸線、都市計画道路中山石見線、都市計画道路向日町上鳥羽線、都市計画道路御陵山崎線、都市計画道路長岡京駅前線、府道西京高槻線等の整備を図る。

さらに、交通結節機能を強化するため、JR向日町駅東口、阪急長岡天神駅等において駅前広場の整備を推進する。

なお、観光入込客等も含めた人口の推移、道路整備や渋滞の状況、経済の動向とそれ

らの将来見込み等も踏まえ、目指すべき都市の将来像を実現するため、必要な道路網の見直しを進める。

イ 鉄道

輸送力の増強及び利便性の向上を図るとともに、乙訓地域の阪急京都線の立体交差化等について検討を深める。

また、課題のある踏切道については、地域の実情に応じた踏切対策を行う。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む）は、次のとおりとする。

ア 一般道路

事業名	路線名
道路事業 又は 街路事業	京都南JCT（仮称）、国道162号、（都）御陵山崎線、（都）鴨川東岸線、（都）中山石見線、（都）御陵六地藏線、（都）大津宇治線、（都）桃山石田線、（都）山陰街道、（都）向日町上鳥羽線、（都）葛野西通、（都）長岡京駅前線、（都）西向日町停車場鶏冠井線、羽東師橋関連道路、京都広河原美山線

*（都）は都市計画道路を表す

イ 鉄道

路線名	備考
J R 奈良線	高速化・複線化
J R 東海道本線他	京都駅新橋上駅舎・自由通路整備

ウ 駅前広場

箇所名
J R 向日町駅東口、阪急長岡天神駅

(2) 下水道

①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、桂川右岸流域下水道及び木津川流域下水道並びに各市町の流域関連公共下水道汚水計画に基づき下水道（汚水）の整備を図る。

また、浸水防除の観点から桂川右岸流域下水道並びに各市町の流域関連公共下水道雨水計画に基づき下水道（雨水）の整備を図る。

さらに、水循環システムの健全化を図りより良好な都市の水環境を創出する観点から、高度処理の実施、雨天時に未処理の下水が放流され公衆衛生上などの問題に対応するための合流式下水道の改善対策施設の適正な維持管理・運用等の推進により下水道の質的向上

を図るとともに、環境保全の観点から下水汚泥の再資源化など下水道資源の積極的な有効利用を図る。また、施設の老朽化による機能低下を事前に回避しつつ機能向上を図るため、計画的な更新・改築を進める。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

②整備水準の目標

桂川右岸流域下水道及び木津川流域下水道並びに京都市の各下水処理場において、高度処理を実施するとともに、京都市域の合流式下水道の改善対策施設を適切に運用し、公共用水域の水質保全に努める。

また、桂川右岸流域下水道並びに各市町の流域関連公共下水道の雨水対策事業を推進し、浸水区域の解消に努める。

汚水処理に係る整備目標

	平成27（2015）年実績	令和17（2035）年整備目標
普及率	99%	100%

*普及率：下水道計画区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

雨水対策に係る整備目標

	平成27（2015）年実績	令和17（2035）年整備目標
都市浸水対策達成率	87%	89%

*都市浸水対策達成率：整備対象区域に対する整備済み区域の比率

③整備方針

市街化区域で下水道の必要な区域全域及び、隣接する市街化調整区域で集合処理が妥当な周辺地域において計画的な下水道の整備を図る。また、広域的な公共用水域の水質保全や親水環境の創造、処理水・汚泥の有効利用等を図るため、高度処理をはじめ下水処理の多面的な技術の導入を進めるとともに、老朽化した管渠や処理施設等の計画的な更新・改築を図る。

ア 桂川右岸流域下水道の終末処理場では、改築を促進する。また、木津川流域下水道の終末処理場では、増築、改築及び高度処理の導入を推進する。

イ 各市町の流域関連公共下水道の計画処理区域内について、早期整備完了を目指す。

また、京都市域において、下水処理場の高度処理の実施、合流式下水道の改善対策施設を適切に運用するとともに、老朽化施設の更新・改築を図る。

ウ 雨水対策については、桂川右岸流域下水道及び各市町の流域関連公共下水道並びに京都市単独公共下水道において雨水対策事業を推進する。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種 別	事 業 名	事 業 箇 所	
下水道 (汚水)	流域下水道事業 (桂川右岸)	下水処理場	洛西浄化センター
	流域下水道事業 (木津川)	下水処理場	洛南浄化センター
	公共下水道事業	京都市 向日市 長岡京市 大山崎町	桂川右岸処理区 " " "
下水道 (雨水)	流域下水道事業 (桂川右岸)	流下貯留管 ポンプ場	雨水北幹線、雨水南幹線 乙訓ポンプ場
	公共下水道事業	京都市 向日市 長岡京市 大山崎町	鳥羽処理区、伏見処理区他 石田川排水区、和井川排水区 犬川排水区・五間堀排水区 大山崎排水区他

(3) 河川

①基本方針

大都市地域における安全で快適な生活環境の充実を図る観点から、既成市街地の浸水被害防止を基本に、都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。具体的には、流域治水の考えに基づき流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。

また、堤防の決壊等がもたらす洪水災害による被害を防止・軽減するため、河川や河川管理施設の状態、河川周辺の状況等に応じた適切な維持管理を行う。

併せて、水と緑のオープンスペースを持つ河川の環境機能を都市環境の一環として高く評価し、水辺環境の保全に努めるとともに良好な水辺空間の創出を図る。

②整備水準の目標

時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを基本に、都市部の重要な河川を中心に河川改修に合わせて流出抑制施策を講じ、総合的な治水対策を進める。

また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

③整備方針

本区域は淀川の三大支流の一つである宇治川と桂川の流域にあり、中心部を典型的な都市河川である鴨川が貫流している。

桂川では、平成25（2013）年台風第18号で浸水被害が発生したことから、国の直轄管理

区間においては河道掘削等を促進し、あわせて鴨川でも桂川合流点から河川改修を進める。

中心部の人口・資産集中地区をはじめとする平地部においては、安祥寺川、西羽東師川支川等の改修を行い、市街地の浸水被害の防止に努める。

ア 京都市の山手部からその周辺にかかる地域では河道が急勾配なため、河道の安定を図る。

イ 溢水被害の解消を図るため、安祥寺川等の整備に努める。

ウ 鴨川等の河川改修においては、親水空間の整備等を含めた河川環境の保全に努める。

エ 洪水時における河川の水位上昇により、それに流入する河川や排水路から自然に排水することができなくなる低地帯では、内水の排除を効率的に行うため、排水機場の適切な維持管理及び更新に努める。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む）は、次のとおりとする。

種 別	事 業 名	事 業 箇 所
河 川	河川改修事業 都市基盤河川改修事業	一級河川 桂川、宇治川、鴨川、西高瀬川、 旧安祥寺川、安祥寺川、四宮川、東高瀬川、 西野山川・西野山川支川、西羽東師川支川、 七瀬川、善峰川、新川、有栖川

(4) その他の都市施設

①基本方針

循環型社会の実現に向け、府民一人ひとりの意識向上を図るなど、府民、事業者との連携の下、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の3R（発生抑制、再使用及び再生利用）を推進することを基本に、リサイクルの拡大を図る施設を含め、将来の適正なごみ処理事業を維持するための施設の整備を、適正配置や道路状況等を総合的に考慮して推進する。

また、急速に進む少子高齢社会において、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、活力のある、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるよう生活関連公共・公益施設の整備を推進しつつ国際文化交流施設や府民が気軽に利用できる文化・スポーツ施設を整備するとともに、保健・医療・福祉施設を適正に配置する。

②整備方針

ア ごみ処理及び再資源化施設

(ア) 既存クリーンセンターや既存再資源化施設について、耐用年数やごみ減量化の進捗状況に応じ、環境保全に配慮し、施設の整備を推進する。

(イ) 再資源化施設については、バイオマスの利活用を促進するため、厨芥類等のバイオガス化施設やバイオマス発電施設を整備する。

イ 卸売市場

食生活を豊かにかつ安定的に支え、安心・安全な生鮮食料品の供給拠点として、物流

の効率化や品質管理機能強化を図るため、建替えも含め、既存施設の整備を実施する。

ウ 教育文化施設

持続可能で質の高い教育の充実、誰もが安全・安心に利用できる地域活動の拠点づくりに向け、多様化する教育活動や地域実情に柔軟に対応した環境整備、防災機能や地球環境に配慮した施設の整備・拡充を図る。

エ その他の中核施設

(ア) 親しみやすく、安全で利便性の高い市町庁舎や区総合庁舎の整備を図る。

(イ) 住民が幅広く利用できる文化・スポーツ施設の整備を図る。

(ウ) 福祉を担う拠点施設の整備を図る。

③主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む）は、次のとおりとする。

種 別	事 業 内 容
ごみ処理施設	京都市北部クリーンセンターの改修
卸売市場	京都市中央卸売市場第一市場の整備
その他の施設	京都市市庁舎の整備 新中央図書館の建設

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域には、大きな戦災に遭っていないことから、歴史都市として都心部及びその周縁を中心に古くからの町割りが残り、建築年代の古い木造建築物や細街路が集中する木造密集市街地が広く分布する。また、京都市南部地域においては、健全な市街地の形成に向け、交通の円滑化や居住環境の向上、ものづくり産業の集積等を図る必要がある。

このため、既成市街地においては、歴史都市・京都の特性を踏まえた密集市街地・細街路対策を進めるとともに、公共施設を面的に整備する土地区画整理事業等により、都市機能集積地域として基盤整備を進めることで、災害に強く、安心・安全な市街地の形成を図る。

市街化進行中の地域及び新市街地については、周辺地域と調和のとれた良好な住宅市街地の形成や新たな都市機能の集積を目指し、土地区画整理事業による基盤整備の推進に努めるとともに、地区計画制度等の活用を図り、防災や居住環境に配慮した市街地整備を進める。

特に、市街化区域内の低・未利用地については、地域の魅力を高める都市機能を配置・誘導するなど、計画的・戦略的な土地利用を誘導するとともに、市街化区域内の保全すべき農地については、防災機能をはじめとした都市緑地としての機能や生鮮食品の供給の観点から、長期的な営農ができる施策を講じる。

(2) 整備方針

①市街化進行地域及び新市街地

市街化が進行しつつある区域については、開発許可制度の適切な運用や地区計画制度等の活用により、良好な市街地形成を図るとともに、土地区画整理事業による基盤整備を進めている地域については、計画的な市街地整備を図る。

②既成市街地

京都らしさを維持しながら都市防災上の安全性を向上させるため、府民との連携の下、個々の細街路の特性に応じた実効性の高い密集市街地及び細街路対策を推進する。また、京町家や神社仏閣等が織りなす京都らしい町並みを継承しつつ、府民と行政との協働により、地域の特性に応じた防災対策を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

また、伏見西部地区等においては、交通の円滑化や居住環境の向上、ものづくり産業の集積等を図るため、土地区画整理事業により、魅力と活力のある市街地の形成を図る。

乙訓地域における主要駅周辺においては、都市機能の維持増進及び都市環境の整備改善を図るため、阪急長岡天神駅周辺地区及びJR向日町駅周辺地区における市街地開発事業や地区計画等により市街地の再整備を図る。

さらに、都市再生緊急整備地域に指定された地域等については、新たな都市機能の集積を図るとともに、ゆとりと潤いのある空間を備えた良好な市街地形成を図るなど、都市の再構築を図る。

(3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内を実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む）は、次のとおりとする。

事業名	地区名
市街地開発事業等	崇仁北部地区、伏見西部地区、 阪急洛西口駅西地区、JR向日町駅周辺地区、 森本東部地区、阪急長岡天神駅周辺地区

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺や緑の空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水と緑の役割を基本としながら、長い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水と緑、京都らしい風景を生み出す水と緑の保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢問題への対応、都市の再生、市街地景観といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水と緑の保全と創出によるうるおいあるまちづくりを目指す。

- ・ ところとからだをはぐくむ緑の保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じる緑の保全と創出
- ・ いきものを守り育てる緑の保全と創出
- ・ 暮らしを守る緑の保全と創出
- ・ 京都らしさを感じる緑の保全と創出

特に地域特性を考慮し、「歴史と文化に彩られた水と緑の保全と身近な緑の創出」を目指して水と緑の施策を推進する。

①緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (令和17(2035)年)	将来市街化区域面積 に対する割合		都市計画区域面積 に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合	緑地確保目標面積	割合
	約3,540ha	約21%	約36,660ha	約71%

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成27(2015)年実績*	令和17(2035)年整備目標*
都市計画区域人口	約9.6㎡/人	約11.1㎡/人
1人当たり整備面積	(約9.1㎡/人)	(約10.5㎡/人)

* () は都市公園法で規定する都市公園

※京都市を除く

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ところとからだをはぐくむ緑の保全と創出

- ・ 身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水と緑の拠点をつくる。

- ・市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水と緑を保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。
- ・スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる運動公園、総合公園等を整備する。
- ・自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図る。
- ・東海自然歩道等により水と緑を結ぶネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じる緑の保全と創出

- ・うるおいのある風景を形成する森林や河川等水と緑の自然景観を保全する。
- ・市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となる緑を保全する。
- ・鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなる緑を保全する。
- ・都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、緑のシンボルを形成する。
- ・公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等私有地の緑化を進め、緑豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てる緑の保全と創出

- ・水と緑の骨格となる、森林、河川等、多様な自然環境の保全を図る。
- ・貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。
- ・市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。
- ・市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。
- ・森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ くらしを守る緑の保全と創出

- ・地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。
- ・公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等私有地の緑化を進め、緑やオープンスペースの特性を生かした災害に強いまちづくりを進める。
- ・市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等緑の保全を図る。
- ・市街地内の河川、農地、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水と緑を保全する。
- ・工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善する緑の保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じる緑の保全と創出

- ・世界遺産、指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなす緑や、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。
- ・溪谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する

水と緑を保全する。

- ・美林、竹林等、人々の暮らしと一体となって特徴的な地域景観を形成する緑を保全する。
- ・峠の風景、歌や物語に登場する風景等、京都らしい水と緑の風景を保全するとともに、歴史や文化に親しめる空間として整備する。
- ・新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水と緑の景観を創出する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水と緑の共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となる緑の保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水と緑の保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

①公園緑地の配置方針の概要

種類	種別	配置方針の概要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように、約4haの整備を図る。
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用できるように、約2haの整備を図る。
都市基幹公園	総合公園	都市住民が総合的に利用できるように、約1haの整備を図る。
大規模公園	広域公園	広域のレクリエーション需要を充足できるように、約6haの整備を図る。
緑地		桂川、鴨川、宇治川の沿川地域においても緑道等の整備を行い、水と緑のネットワークの形成を図る。

②地域制緑地の指定方針の概要

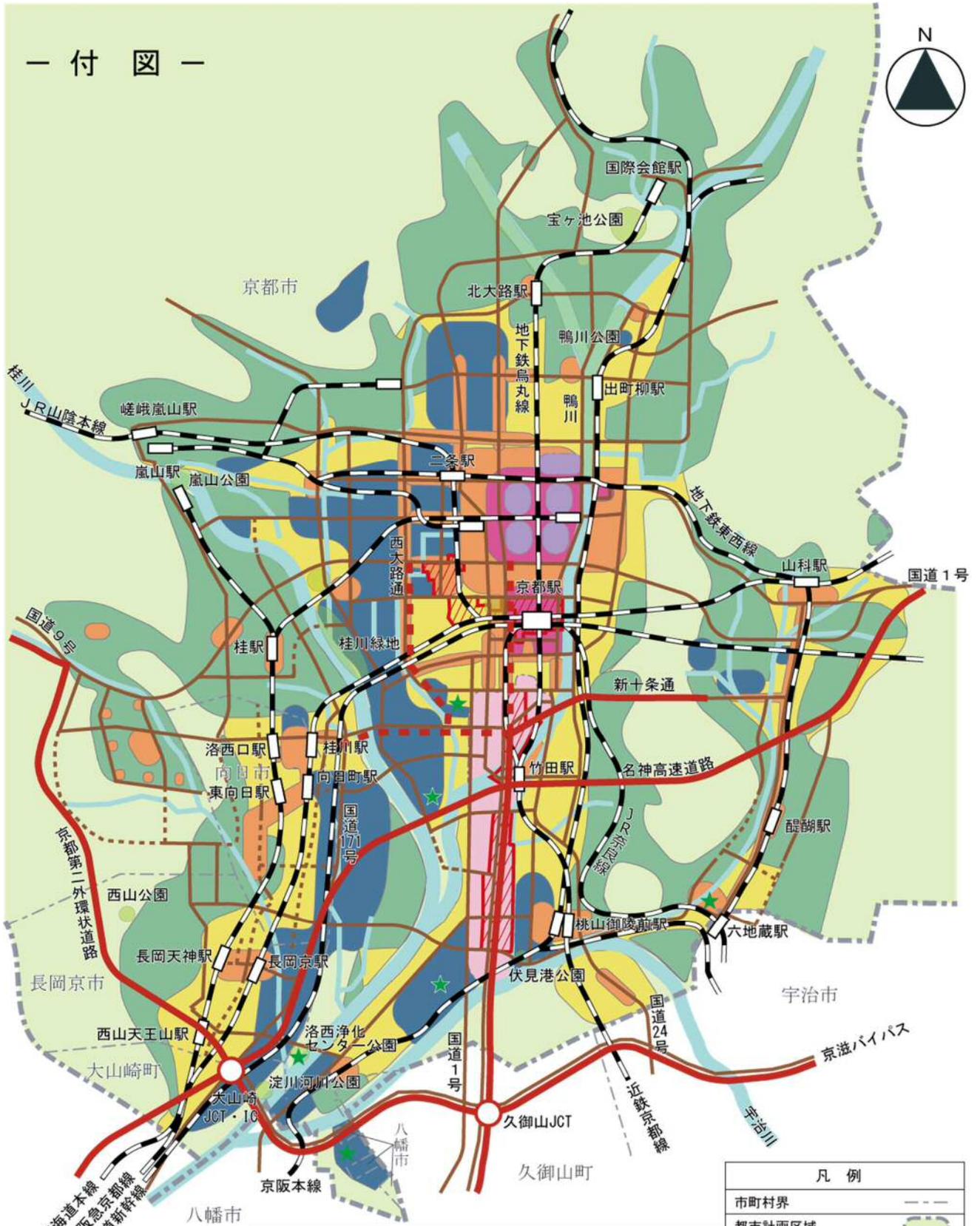
地区の種別	指定方針の概要
風致地区	東山、北山、西山の主要な箇所が指定されており、世界遺産周辺の景観保全という観点からも、今後とも法規制の適切な運用により、これら地域の緑地の保全を図る。 また、市街地及びその周辺の緑地と都市の環境保全やうるおいのある都市景観を構成する緑についても、法規制の適切な運用により、緑地の保全を図る。
生産緑地地区	市街地内やその近辺の優良農地は、新鮮な農産物を供給する役割とともに、緑のオープンスペース、避難のための空間、雨水の貯留や都市の水循環機能、公共施設等の保留地といった多様な機能を有する都市に必要なものとして、維持・活用を図る。
近郊緑地保全区域	嵐山から天王山にかけての西山一帯及び醍醐地域に指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、自然環境の保全を図る。 また、大原野地域の山間部において、優れた緑地を形成している地域は近郊緑地特別保全地区に指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、優れた自然環境の保全を図る。
特別緑地保全地区	吉田山、洛西において指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、都市の緑地を保存し、良好な自然環境の保全を図る。
歴史的風土保存区域	東山や北山山麓、嵐山等歴史的な環境を有する区域が指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、これらの区域を中心に保全を図る。 また、特に重要な箇所は、歴史的風土特別保存地区に指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、保全を図る。
自然公園	比叡山山頂部は琵琶湖国定公園、桂川上流の保津峡は府立保津峡自然公園に指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、保全を図るとともに、周辺地域等も含めた自然環境の保全を検討する。
その他	市街地を囲む周辺の山並みが構成する自然風景について自然風景保全地区等により、適切に保全を図る。

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

種別	名称等
施設緑地	都市基幹公園 西山公園、伏見港公園、嵐山公園、洛西浄化センター公園等
	その他の公園 鴨川公園、水垂運動公園（仮称）等

— 付 図 —



凡 例	
中心商業・業務地区	らくなん進都(高度集積地区)
一般商業・業務地区	職住共存地区
伝統産業地区・工業地区等	都市再生緊急整備地域
住居専用地区	下水処理場
住居地区	公園・緑地
市町村界	都市計画区域
自動車専用道路	IC・JCT
幹線道路	整備済・既成済 事業中・計画中
鉄道	主要駅
河川	